**ご好評につき、翌日（11/26[木]）の追加決定！**（※行程は同一です）

# 路線運行開始前の『燃料電池バス』で行く 東京スカイツリー®日帰りバスツアー

20名様限定！

1　催行日時

2020年11月26日（木曜日）

2　旅行行程表（道路混雑状況によってはルート変更する場合もございます。ご了承ください。）

| | |
|---|---|
| 9:00　発 | 新座車庫発 |
| 9:15　着<br>9:20　発 | 朝霞台駅南口高速バスのりば |
| | （車窓）都内一般道 |
| 11:00　着<br>11:30　発 | 東京タワー（トイレ休憩） |
| | （車窓）都内一般道 |
| 12:00　着<br>12:30　発 | 台場地区（バス写真撮影） |
| 13:30　着<br>16:00　発 | 東京スカイツリータウン®（タワー入場［展望回廊付き］・自由食） |
| 17:30　着 | 新座車庫着 |

3　旅行代金

1名様6,000円（消費税込）※おとな・こども同額

→Gotoトラベル事業の支援額として2,100円を受け、お支払い実額は3,900円です！

さらに地域共通クーポンを当日1,000円分お渡しいたします。

4　募集定員

20名（最少催行人員2名）

5　応募方法（PC専用の下記アドレスをクリックしてください！）

『お問い合わせフォーム』に必要事項をご入力のうえ、『お問い合わせ内容』欄に、【燃料電池バス貸切ツアー26日参加希望】【参加人数】【乗車場所（新座車庫もしくは朝霞台駅）】【代表者ご住所】【当日連絡がとれるお電話番号】を記載いただき送信してください。先着20名様に、お振込み先などのご案内をご返信させて頂きます。（なお、締め切りの場合には、HPでご案内をさせていただきます）

http://www.tobu-bus.com/pc/inquiry/agree.html（PC専用）

Gotoトラベル事業支援対象

主催募集：東武バス株式会社

**観光庁より、Gotoトラベル事業をご利用いただく皆様へ**

**Gotoトラベルのご利用に当たっての遵守事項です。Gotoトラベル事業利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとなりますので、ご注意ください。**

**・Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。**
**・お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の皆様への感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。**

1．旅行時は毎朝、**検温等の体温チェック**を実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は**接触確認アプリ**のご利用をお願いします。

2．旅行中には、**「新しい旅のエチケット」**を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で３密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。

3．宿泊施設等では、**チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での３密対策の徹底、食事の際の３密の回避等が本事業の参加条件**になっております。また、**本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施**しますので、**免許証などの書類を持参してください。（※別紙参照）。**お忘れの場合、後日送付いただくなど宿泊施設等の指示に従ってください。旅行者の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もございます。

4．検温の際、37.5 度以上の**発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機いただいて、保健所の指示を仰ぐ**こととなります。これら**宿泊施設等の従業員の指示には必ず従ってください。**

5．若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、**着実な感染防止対策**が講じられることを前提に、適切なご旅行をお願いします。

**『新しい旅のエチケット』 おひとりおひとりのご協力が、楽しい旅を守ります**

- 旅行中に発熱やせき、からだのだるさ等の体調不良が出たお客様は、
  ・宿泊施設であれば、フロント等にその旨をお申し出ください。
  ・その他の場面であれば、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターまでご連絡ください。
  また、ご連絡先がわからない場合などは、Go To トラベル事務局コールセンターまでご連絡ください。

【Go To トラベル事務局コールセンターの連絡先】

| | | |
|---|---|---|
| 事業者の方 | 0570－017345 | 10時～19時 年中無休 |
| | 03－6747－3986 | 10時～19時 年中無休 |
| 一般利用者の方 | 0570－002442 | 10時～19時 年中無休 |
| | 03－6636－9457 | 10時～19時 年中無休 |

- 本事業の対象商品の販売者及び事務局が、自身に代わって給付金相当額を受け取ることを承諾します。
- 本事業の対象商品の販売者が取得した利用者の個人情報は、給付金の申請を行うため、観光庁及び事務局に提供します。

国土交通省 観光庁

## ご旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。4/1以降ご契約のお客様に適用されます。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前に確認のうえお申込みください。

**1.募集型企画旅行契約**

1)東武バス株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2)募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申込み時にお渡しする旅行条件書、出発前に お渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

**2.旅行のお申込みと契約の成立**

1)申込み書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。お申込み金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱いします。

2)申込金(お一人様につき)

| | |
|---|---|
| 旅行代金 | 30,000円未満 |
| お申込金 | 6,000円以上 |

3)募集型 企画旅行契約は、契約の締結を承諾し、前(2)の申込金を受領したときに成立したものとします。

**3.旅行代金のお支払い**

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

**4.旅行中止の場合**

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員30名に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

**5.旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの**

1)パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、食事代、入場料、消費税等諸税、添乗員同行費用が含まれます。

2)旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

**6.お客様からの旅行契約の解除(取り消し料)**

1)お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみ取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

| 取消日 | 21日目以前 | 20～8日以前 | 7～2日以前 | 前日 | 当日 | 旅行開始後無連絡不参加 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 旅行代金 | 無料 | 20% | 30% | 40% | 50% | 100% |

2)お客様は下記の場合、取消(変更)料を支払わずに募集型企画旅行契約を解除することができます。

a.お客様が当初の募集型 企画旅行契約から旅行日程を変更されるとき。

b.天災地変・官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供など当社の関与し得ない事由があり、旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

●旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にご質問ください。

**7.変更補償金**

| 当社が変更補償金を支払う変更 | 変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金 | |
|---|---|---|
| | 旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合 | 旅行開始日以降にお客様に通知した場合 |
| ①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更 | 1.5% | 3.0% |
| ②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります) | 1.0% | 2.0% |
| ④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.0% | 2.0% |
| ⑧前各号に掲げる変更のうち、契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5% | 5.0% |

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。

(注3)第③号または第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。

(注4)第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)第④号または第⑥号もしくは第⑦号に掲げる変更が一乗車船等または一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等または一泊に付き一件として取扱います。

(注6)第⑧号に掲げる変更については、第①号から第⑦号までの率を適用せず、第⑧号によります。

**8.個人情報の取り扱いについて**

当社及び下記に「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」)は旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

**9.ご旅行条件・ご旅行代金の基準**

この旅行条件は2019年10月1日を基準としています。また旅行代金は2020年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

**【旅行企画・実施】**
**東京都知事登録旅行業第2-5199号**
**東武バス株式会社　東京都墨田区押上一丁目1番地2号**